

2020年度③

商 法

(全 2 ページ)

注 意 事 項

1. 試験開始の合図があるまで、この問題冊子の中を見てはいけません。
2. 解答用紙・下書き用紙は、この冊子の中に折り込んであります。
3. 解答はすべて解答用紙に記入しなさい。
4. 解答は指定された範囲に記載すること。「書き終わり」をこえて記載した場合は、採点をしないことがあります。
5. 試験終了後、問題冊子・下書き用紙は持ち帰りなさい。

商 法③

I 白地手形とはどのようなものか、説明しなさい。(150字以内)(20点)

II 次の問題〔1〕・〔2〕につき、それぞれ解答しなさい。その際、単に結論を示すだけでなく、結論を裏付ける理由についても簡潔に示しなさい。(80点)

〔1〕文具の製造販売を業とする甲株式会社(以下「甲社」という。)は、会社法上の公開・大会社であり、監査役会設置会社であるが、種類株式発行会社ではない。甲社は、その発行する株式を証券取引所の第二部に上場している。甲社は、規模こそ大きくないがアイデア性に優れた商品によって売上げを伸ばしていた。近時、甲社は、文具・オフィス器具業界最大手の乙株式会社(以下「乙社」という。)から業務提携を求められたが、甲社より大規模な乙社が、甲社を完全子会社化する案を示してきたため、甲社はその申し出を断った。そこで、乙社は、市場において甲社の株式を買い進め、その割合は、甲社の発行済株式の15%に至っている。

甲社は、乙社による敵対的買収を防ぐため、文具・オフィス器具業界内で乙社に次ぐ地位にある丙株式会社(以下「丙社」という。)の経営陣と内密に話し合いの機会を持った。乙社が甲社を完全子会社化してさらに規模を拡大することを阻止したい丙社は、甲社が、丙社に対し、募集株式の発行(以下「本件新株発行」という。)を行うことで合意した。甲社の公表資料によれば、本件新株発行の対外的な目的は甲社と丙社の提携による新規事業の実施とされているが、その詳細は具体的には定められていない。本件新株発行により、甲社の発行済株式中、丙社の持株比率は0%から29%に増加する一方、乙社の持株比率は15%から11%に下落する。甲社の取締役会は、本件新株発行による株式の発行価額を、甲社の株価の直近6ヶ月平均の95%の水準(=直近株価の92%の水準)に設定した。なお、甲社の定款上の授權株式数には十分な余裕があるものとする。

甲社と丙社の提携を阻止したい乙社は、訴えによって本件新株発行の差止めを請求することとした。(1)乙社はこの請求においていかなる事由を主張すべきか、また(2)乙社の請求は認容されるかどうか、の2点について論じなさい。(40点)

〔2〕京都市に本店を置くX株式会社（以下「X社」という。）は、「X亭」の屋号で料亭を経営する会社である。X社は、取締役会・監査役設置会社であり、X社の定款には、その発行するすべての株式の譲渡について取締役会の承認を要する旨の規定がある。X社の取締役会は、代表取締役社長P、専務取締役Q（Pの母）および取締役営業部長のRによって構成されている。

X社は、Pの父である亡Sによって創業されたX亭を株式会社化したものであるが、Pの代になってから不祥事が相次ぎ、従業員には、X亭のブランドイメージが損なわれたことに不満を抱く者も少なくなかった。Sの代からX亭の営業を担当してきたRも、Pとの方針の違いから、X亭のブランドを守るため新たな事業を展開しようと考えに至った。平成31年1月、Rは、PおよびQには秘匿した上で、古参の料理人を含むX社の従業員数人に密かに独立の意図を伝え、X社を退職して自己の元で働くように勧誘を行った。その結果、Rを慕う古参の中核従業員数名から、Rについて退職するという確約を得た。令和元年9月、Rは、自ら100%出資したうえで、唯一の取締役となって、大阪にY株式会社（以下「Y社」という。）を設立した。Rは、X社を退職した従業員をY社において雇用した上で、同年11月、大阪において、料亭「大阪X亭」を開業した。中核従業員の退職に伴い営業を縮小せざるを得なくなったX社の同年11月の売上げは前年同月の半分程度に低下した。

(1)X社は、Rに対してどのような請求をなしうるか、また(2)その請求は認容されるかどうか、の2点について、論じなさい。なお、請求時点においてRは依然としてX社の取締役の地位にあるものとする。(40点)